士幌町強靱化計画

令和2年11月 士幌町

【目 次】

弟		•																															
	1	曺	十画	の第	定	趣旨	,			٠	•	•	٠	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	٠	•	٠	٠	٠	٠	2
	2	Ē	十画	の位	置	付け	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第	2	-		幌町					-	的	考	え	方																				
	1	=	上幌	,町強	文字	化の	目	標				•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	٠	•	٠	٠	٠	٠	4
	2	7	計	画₫)対	象と	す	る	リ	ス	ク				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第	3	章	脆	;弱性	主評	価																											
	1	朋	危弱	性評	平価(の考	え	方				•				•		•	•	•	•	•		•	•	•							7
	2	Ţ	ノス	クシ	ノナ	リオ	Γ	起	き	て	は	な	ら	な	い	最	悪	の	事	態	J	の	設	定				•					8
	3	言	平価	のま	₹施 <u>:</u>	手順	į																										9
	4	Ē	平価	結果	=		•	•	•	٠	•	٠		•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	9
第	4	章	士	幌町	丁強	靱化	の	た	め	の	施	策	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	' П	グ	ラ	厶	の	策	定													
	1	方	 色策	プロ	」グ	ラム	策	定	の	考	え	方																					1
	2	方	拖策	推進	<u></u> 重の	指標	لح	な	る	目	標	値	の	設	定																		1
	3			事業				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•	•			•	•	•	•	•		1
第	5	章	計	画♂)推:	進管	理																										
	1	言	十画	の推	進	期間	等																										24
	2	Ē	十画	i の 推	進	方法				٠	•	٠	٠	•	•	•	٠	•	•	•	•	•		•	•	•	•	٠	•	•	•	•	24
	別	表	1]	士帳	見町	強靭	化	に	関	す	る	脆	弱	性	評	価																	25
ľ	別	表:	2]	強革	见化.	on t-	め	ഗ	旃	策	プ	П	ゲ	· =	۷	لح	推	准	事	業													36

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、士幌町においても、太平洋沖における大規模な地震の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、平成25年に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定され、策定から5年が経過した令和元年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、平成27年3月に「北海道強靱化計画」を策定したところであり、5年が経過した令和2年3月には直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

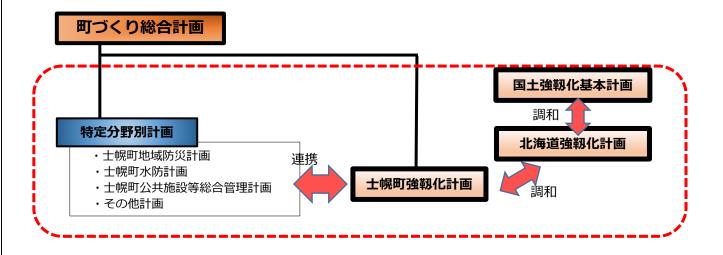
この間、士幌町においても、東日本大震災や平成28年豪雨災害、平成30年胆振東部地震等の教訓を踏まえ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、士幌町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、士幌町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ 計画的に推進するため、「士幌町強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、 国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指 針となるものと位置付けられている。このため、町づくり総合計画や他の分野別計画 と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、 エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、 長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 士幌町強靱化の基本的考え方

1 士幌町強靱化の目標

士幌町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことからも、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

士幌町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、 道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以 上の考え方を踏まえ、士幌町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる 「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の 被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に 掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体 の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、 次の3つを士幌町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

士幌町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と士幌町の社会経済システムを守る
- (2) 士幌町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 士幌町の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

士幌町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標(1)に掲げる「町民の生命・財産と士幌町の社会経済システムを守る」という観点から、士幌町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標(2)に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、士幌町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 士幌町における主な自然災害リスク

(1) 地震

- 〇 太平洋沖における海溝型地震
 - ・根室沖における 30 年以内にM7.8~8.5 程度の地震発生確率は、80%程度 (平成 30 年 2 月地震調査研究推進本部長期評価)
- 〇 内陸型地震(平成30年全国地震動予測地図)
 - ・道内の主要活断層は13 箇所
 - ・十勝平野断層帯の発生確率 · · · M8.0 程度、30 年以内に 0.1%~0.2% (平成 30 年 2 月地震調査研究推進本部長期評価)
- 〇 過去の被害状況
 - ・十勝沖地震(平成 15 年)・・・ M8.0、最大震度 6 弱 死者・行方不明者 2 人
 - · 北海道胆振東部地震(平成 30 年) · · · M6.7、最大震度 7 死者 44 人

(2)豪雨/暴風雨/竜巻

- 過去 30 年の台風接近数は、年平均 2 個(全国平均約 6 個)と比較的少ないが、 これまでも昭和 56 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や 台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中 豪雨による災害が頻繁に発生
- 特に平成28年8月中旬以降に本道に接近・上陸した一連の台風(7号・9号・10号・11号)に伴う大雨や強風等によって、甚大な被害が発生(死者4人・行方不明者2人、住宅被害は、全壊39棟、半壊113棟)
- 〇 平成3年から平成29年の間に、47の竜巻等が発生(平成18年、佐呂間町で発生した竜巻では、9名の死者が発生)

(3)豪雪/暴風雪

〇 積雪寒冷地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生

2-2 町外における主な自然災害リスク

(1) 首都直下地震

○ 発生確率 · · · M 7 クラス、30 年以内に 70%

〇 被害想定 · · · 死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、

建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県

(2) 南海トラフ地震

○ 発生確率 · · · M8~9クラス、30年以内に70~80%程度

○ 被害想定 · · · 死者 23.1 万人、負傷者 52.5 万人、避難者 880 万人、

建物全壊 209. 4 万棟、経済被害 213. 7 兆円、

被災範囲 40 都府県(関東、北陸以西)

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること(以下、「脆弱性評価」という。)は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり(基本法第9条第5項)、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。 士幌町としても、本計画に掲げる士幌町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】

リスクシナリオ 「起きてはならない 最悪の事態」の設定 【脆弱性評価】 事態回避に向けた 現行施策の対応力 について分析・評価

推進すべき施策プログラムの策定及び推進事業の設定

【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や 被害想定等を踏まえ、今後、士幌町に甚大な被害をもたらすと想定される自然 災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、 首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低 減に向けた士幌町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靭化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など士幌町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、士幌町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと18の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 18の「起きてはならない最悪の事態」】

	カテゴリー		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
		1–1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2	土砂災害による多数の死傷者の発生
1		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
J	人命の保護 	1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6	情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
	松叶 松名江縣	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネ ルギー供給の長期停止
2	救助・救急活動 等の迅速な実施	2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3	被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1	町内外における行政機能の大幅な低下
		4-1	長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
4	ライフラインの	4-2	食料の安定供給の停滞
4	確保	4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能 維持	5–1	長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等に よる企業活動等の停滞
6	二次災害の抑制	6-1	農地・森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・	7–1	災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	復興等	7–2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 評価の実施手順

前項で定めた 18 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値 データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は 25 ページに掲載の「【別表 1】士幌町地域強靭化に関する脆弱性評価」のとおりであり、7 つのカテゴリーごとに取りまとめた評価結果のポイントを以下のとおり提示する。

(1) 「人命の保護」に関する事項

- ・ 道路施設をはじめ防災上重要な公共施設について、災害リスクや防災点検の結果等を踏まえた施設整備を着実に実施する必要がある。また、これらの公共施設 をはじめとした建築物等について、今後老朽施設が増加することも見据え、耐震 化や長寿命化に向けた取り組みを計画的に行うことが必要である。
- ・ 各種災害に対応した警戒区域の指定やハザードマップの作成、避難計画、防災 訓練などソフト面の対策について、国や道など関係機関と連携して対応を強化す る必要がある。また、複数の災害が同時期に発生した際の対応や厳冬期における 災害への対応についても所要の対策を講じる必要がある。
- · 災害時の避難誘導など的確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の共有や住民等への情報伝達体制を強化する必要がある。
- · 観光客に対する災害情報の伝達や避難誘導体制の整備など、きめ細やかな防災 対策を講じる必要がある。

(2) 「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項

- · 被災地への救助・救援活動や医療支援、物資供給など災害時対応については、 関係行政機関の連携体制はもとより、民間企業等との協力体制が整備されてきているが、これらの体制の一層の強化を図るとともに、町外の災害対応も視野に入れた取り組みが必要である。
- · 災害対応における物資の備蓄や避難場所の確保などについて引き続き地域間連携による支援体制の整備を進める必要がある。

(3) 「行政機能の確保」に関する事項

- · 大規模災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、本町 における業務継続体制の一層の強化を図る必要がある。
- ・ 町内外における大規模災害時の行政機能の確保に向け、行政間の応援・受援体 制の整備を図る必要がある。

(4) 「ライフラインの確保」に関する事項

- ・ 食料やエネルギーの安定供給に関しては、本町のみならず国及び北海道全体の 強靭化に貢献するため、供給力の更なる強化に向け、基盤整備を含めた総合的な 取り組みが必要である。
- · 町民生活を支える基礎的なインフラである上下水道等について、災害時においても必要な機能を維持できるよう、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を 図る必要がある。
- 交通ネットワークの整備は、本町の強靭化はもとより、北海道強靭化の根幹を 支えるものである。災害時の地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動等を円滑に行う ため地域間交通ネットワークの一層の充実・強化を図る必要がある。

(5) 「経済活動の機能維持」に関する事項

· 災害時における町内の経済活動への影響を最小限に抑えるため、業務継続体制 が十分に整備されていない町内企業の体制整備を促進する必要がある。

(6) 「二次災害の抑制」に関する事項

· 二次災害の抑制に不可欠な国土保全機能を維持するため、森林の計画的な整備 ・ や農地・農業水利施設等の保全管理を推進する必要がある。

(7) 「迅速な復旧・復興等」に関する事項

- ・ 災害の迅速な復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要がある。
- ・ 復旧・復興をはじめ災害対応に不可欠な存在である建設業が、その役割を十分 に発揮できるよう、災害時における行政との連携強化を進めるとともに、担い手 の育成・確保等に向けた取り組みを推進する必要がある。

第4章 士幌町強靱化のための施策プログラムの策定

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、士幌町における強靱化施策の取組方針を示す「士幌町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」 を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分 担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、18の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り 数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、町、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、 必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 推進事業

施策の推進に必要な財源に制約があることから、本計画の実効性を確保するうえで、優先順位を考慮して推進するため、士幌町町づくり総合計画で掲げる基本目標の実現を図るとともに、本町の強靭化を北海道・国の強靭化へと繋げるため、北海道強靭化計画と調和を図りながら推進することとする。

施策に関連する具体的な事業を「【別表2】強靱化のための施策プログラムと推進事業」に示す。

また、計画策定後の状況変化等に対応するため、計画期間中においても、必要に応じて推進事業の見直しを行う。

【士幌町強靱化のための施策プログラム一覧】

- · 脆弱性評価において設定した 18 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、 事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 当該施策プログラムの推進に関わる取組主体(国、道、町、民間の4区分) を末尾に「]書きで記載
- ・ 当該施策プログラムがターゲットとする自然災害リスクの所在(道内または 道外)を末尾に《 》書きで記載 (* 道内災害、道外災害のいずれにも対 応する施策(道内災害へ対応する施策が道外災害にも対応可能となる施策を含 む)には、《道内・道外》と併記)
- ・ 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に重点と記載
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も 関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 「北海道耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施するほか、住宅及び耐震診断が義務付けられているホテルや旅館など民間の大規模建築物の耐震診断や改修等に係る支援制度の周知を図り、耐震化を促進する。[国、道、町、民間]《道内》
- 学校施設、医療施設、社会福祉施設、社会教育施設など、多くの住民等が利用する公 共施設等について、各施設管理者等による耐震化を促進する。[国、道、町、民間]《道 内》

(建築物等の老朽化対策) 重点

- 公共建築物の老朽化対策について、各施設管理者が策定する個別施設ごとの長寿命化 計画等に基づいて、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。[国、道、町]《道内》
- 民間建築物の老朽化対策について、国の支援制度の活用などを通じ、既存建築物の不 燃化、空き家の有効活用等の促進を図る。[国、道、町、民間]《道内》

(避難場所等の指定・整備・普及啓発)

- 災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施する。「道、町」《道内》
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や機能整備 を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。「道、

町、民間」《道内》

○ 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。「国、道、町」《道内》

(緊急輸送道路等の整備)

○ 救急救援活動などに必要な市街地等における緊急輸送道路や避難路等について、市街地における沿道建築物の耐震化や無電柱化を含め、計画的な整備を推進する。[国、道、町]《道内》

《指標》

・町立学校の耐震化率

100% (2019) →現状維持

・町立学校の屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率

(小・中) 100% (2019) →現状維持

・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況 20箇所(2019)→必要に応じ整備する

・福祉避難所の確保状況

4 箇所 (2019) →必要に応じ整備する

・士幌町防災ガイドブックの作成状況

作成全戸配布済み(2018)→必要に応じて見直しを行う

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備等)

○ 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害警戒区域等の指定状況等について住民周知を図る。[国、道、町]《道内》

《指標》

· 土砂災害警戒区域指定数

0箇所(2019)→指定を推進する

・土砂災害ハザードマップの作成状況 作成済み(2018)→必要に応じて見直しを行う

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成)

○ 洪水ハザードマップ等作成の基礎資料となる想定最大規模降雨に基づく洪水浸水想定区域図について、河川整備の進捗等に応じた見直しを適時に実施し、洪水ハザードマップや水害対応タイムラインの作成、これらを活用した防災訓練等の実施を促進する。「国、道、町〕《道内》

(河川改修等の治水対策)

○ 河道の掘削、築堤、放水路・ダム・遊水地の整備などの治水対策について、近年の大 雨災害等を勘案した重点的な整備を推進する。[国、道、町]《道内》

- 樋門・樋管等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、 個別施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化対策、施設の維持管理を 適切に実施する。「国、道、町」《道内》
- 下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ 場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進する。[国、道、町]《道内》

《指標》

・洪水ハザードマップの作成状況

作成済み(2018)→必要に応じて見直しを行う

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制)

○ 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民 等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、優先的に通行を確保 する路線の設定や暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進する。「国、道、町」《道内》

(防雪施設の整備)

○ 点検による要対策箇所について、防雪柵などの対策工を重点的に実施するとともに、 気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整 備を推進する。[国、道、町]《道内》

(除雪体制の確保)

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気 象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相 互支援体制を強化する。また、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道 路や避難路の除雪を強化する。「国、道、町」《道内》
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が得られるよう、除雪協力事業者の協力及びオペ レーターの確保を図る。[国、道、町、民間]《道内》

《指標》

・公共除排雪の一時堆積場の確保数 14 箇所(2019)→必要に応じて見直しを行う

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 町が設置する避難所等における防寒対策として、民間事業者と連携して停電時でも安 全に使用できる暖房器具や発電機、携帯用トイレなどの備蓄を推進する。[道、町、民 間】《道内》
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓

発を促進する。[道、町]《道内》

《指標》

・非常用電源の備蓄状況	20 台 (2019) →24 台 (2024)
・停電時に使用可能なストーブの備蓄状況	5 台 (2019) →現状維持

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道 防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、災害対策本部への連絡員の派遣など 関係機関相互の連絡体制を強化する。「国、道、町、民間〕《道内》
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムをLアラートと連動させた運用により、道及び他市町村と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、定期的な災害通信連絡訓練等を実施し職員のシステム操作方法等の習熟を図る。[国、道、町]《道内》

(地域防災活動の推進) 重点

○ 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織の組織率の向上、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。[道、町、民間]《道内》

(住民等への情報伝達体制の強化) 重点

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、国の避難勧告等に関するガイドライン の改定を踏まえた避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直しを行うとともに、各種災 害に係る避難勧告等の発令基準の改定を促進する。「道、町」《道内》
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線の整備を促進するとともに、防災等 に資する公衆無線LAN機能の整備、北海道防災情報システムとLアラート(災害情報 共有システム)の連携強化と職員の操作能力の向上、災害情報伝達手段の多重化を促進 する。[国、道、町、民間]《道内》
- デマや根拠の無い情報の流布を防ぐため、災害対策本部などにおいて関係機関と報道 機関の連携を図り、情報収集・発信体制の強化を促進する。[国、道、町、民間]《道内》

(観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、ホテルなどの観光関連施設におけるソフト面の防災対策など、災害時における外国人や観光客の安全確保に向けた取組を推進する。[国、道、町、民間]《道内》
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の情報収集や避難等に支援が必要な方々に対し、 それぞれの状況に応じた迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の作成と名簿 を活用した地域住民の支援による避難体制の整備や安否の確認など、「共助」の最大限

の発揮に向け、所要の対策を推進する。[国、道、町]《道内》

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

○ 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。[国、道、町、民間]《道内》

(防災教育の推進) 重点

- 防災教育を通じた「自助」の意識醸成に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPOなどを構成員とする「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」や防災に関する専門的知識を有する方々を登録する「防災教育アドバイザー制度」などの枠組みを活用した取組を推進する。 「道、町、民間」《道内》
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型 の防災教育など、学校における防災教育を推進する。[道、町]《道内》

《指標》

 1日 1示 	
・Jアラート全国一斉情報伝達試験	4回(2019)→必要に応じて見直しを行う
・安否情報システム全国一斉訓練	2回(2019)→必要に応じて見直しを行う
・避難行動要支援者の名簿登録者数	417人 (2019) →450人 (2024)
・自主防災組織活動カバー率	48. 0% (2019) →60. 0% (2024)
・町内小中学校の防災訓練実施延べ回数	4回 (2019) →4回 (2024)
・防災講座実施回数	2回(2019)→5回(2024)
・登録制メール登録者数	347人 (2019) →500人 (2024)
・一日防災学校の実施	未実施(2019)→全学校で実施(2024)

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の 長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、こうした協定に基づく防災訓練に住民の参加も加えるなど平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。[道、町、民間]《道内・道外》
- 沿岸部と内陸部など地理的に離れた市町村間における「包括交流協定」の締結など、 災害時の連携も含め地域間交流を深めるための取組を促進する。[道、町、民間]《道内》
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社協、ボラ

ンティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に 関する専門的なボランティアの育成等を促進するとともに、3者間で被災地での対応状 況や課題についての情報共有を図る。「道、町、民間」《道内》

(非常用物資の備蓄促進)

- 備蓄計画を策定し、避難生活に必要な物資等を計画的に備蓄するとともに定期的な見直しを行う。「道、町」《道内》
- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、物資調 達等の体制整備に取り組む。「道、町」《道内》
- 家庭や企業等における備蓄について、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であり、SNS等を活用するなど、 啓発活動を強化し、自発的な取組を促進する。[道、町、民間]《道内》

《指標》

・防災関係の協定件数(民間企業・団体、行政機関)

35件(2019)→40件(2024)

・備蓄計画の作成状況

作成済み(2019)→必要に応じて見直しを行う

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による関係行政機関の連携体制整備)

○ 各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊などの各防災関係機関との連携を強化し、 救助・救急活動にかかる災害対応の実効性を確保する。

[国、道、町、民間]《道内·道外》

(自衛隊体制の維持・拡充)

○ 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛 隊について、配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、関係機関において 連携した取組みを推進する。[国、道、町]《道内・道外》

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 消防、消防団の災害対応能力強化のため災害用資機材等の更新・配備等を計画的に行 う。「国、道、町」《道内》
- 救急活動上不可欠である AED 等救命装置について、学校施設をはじめ、町の主要施設 や民間施設への設置及び普及を推進する。「町」《道内》

《指標》

# 3 P 1937 //	
・一般家庭における火災報知機設置率	96% (2019) →100% (2024)
・公共施設における AED 設置台数	21 台 (2019) →24 台 (2024)
・消防水利の充足率	56% (2019) →66% (2024)
・消防車両の算定	100% (2019) →100% (2024)

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

(保健師活動の強化)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、相談等を速やかに行う体制を 整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における健康管理など、災害時 の保健師活動を強化する。「町」《道内》
- 防疫実施のために必要な薬品及び防疫用機器の調達に際し、取扱業者、取扱品目、供給能力等を把握し、調達が不足又は困難なときは、道や他市町村に調達のあっせんを要請するなど、防疫資材の確保に努める。 [道、町]《道内》

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

○ 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や段ボールベッドなど生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、トイレ環境の向上を図る。また、車中など避難所以外への避難者への対応を検討する。[道、町、民間]《道内・道外》

(災害時における福祉的支援)

- 福祉的支援が必要である高齢者、障がい者が、災害時においても安心して避難や継続した福祉支援を受けられるよう、地域全体で避難行動要支援者に関する情報を共有していくため、「士幌町避難行動要支援者避難支援プラン」を作成し、名簿の管理・更新を行うとともに、自主防災組織等の地域支援者に対し情報提供を行うなど、要支援者の情報を適切に管理・運用していく必要がある。 [町、民間]《道内》
- 社会福祉施設の災害対応力を高めるため、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入 所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水・医薬品等のほか、施設の機能の応急 復旧等に必要な防災資機材の備蓄を整備する。 [道、町、民間] 《道内・道外》

《指標》

・町民の特定健診受診率

 $51.5\% (2019) \rightarrow 60.0\% (2024)$

・予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率

98. 9% (2019) →100. 0% (2024)

3. 行政機能の確保

3-1 道内外における行政機能の大幅な低下

(町の災害対策本部機能等の強化) 重点

- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、地域防災マネージャー制度の活用などによる職員の災害対応能力の向上、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。 [国、道、町]《道内》
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な役場庁舎、消防庁舎

等行政施設の耐震化及び非常用電源設備の整備を促進するとともに、概ね 72 時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄を促進する。また、停電時には、観光客を含む被災者に対し庁舎等を開放するなど電源の提供に努める。「国、道、町」《道内》

(町における業務継続体制の整備)

○ 災害時における行政業務の継続耐性を確保するため、業務継続計画の策定を進める [町]《道内》

(IT部門における業務継続体制の整備)

○ 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、「ICT部門の業務継続計画(ICT-BCP)」の策定に向けた取組を推進する。また、重要システムにかかるサーバーのデータセンターへの移設や具体的災害を想定した訓練など、情報システムの機能維持のための取組を推進する。[道、町]《道内》

(広域応援・受援体制の整備)

○ 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、応援職員を派遣する場合に備え、職員の研修や応援活動に必要な事務機器等の準備を行う。[道、町]《道内・道外》

《指標》

(1) (NX)	
・地域防災マネージャー	0人(2019)→1人(2024)
・消防団員数	51 人(2019)→55 人(2024)
・庁舎非常用電源設備の燃料備蓄状況	36 時間分(2019)→72 時間(2024)
・業務継続計画策定状況	未策定(2019)→策定 (2024)

4. ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大)

○ 再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、エネルギー需給調整 関連の実証・開発プロジェクトの誘致・集積など、関連施策を総合的に推進する。[国、 道、町、民間]《道内・道外》

(電力基盤等の整備)

- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、非常時にも対応可能な設備の導入・ 普及に努めるとともに、電源の多様化、分散化、また、移動体蓄電池の導入を促進する。 [国、道、町、民間]《道内》
- 災害時に自立分散型の電源として活用が可能であり、冬季には廃熱による暖房熱源と

しての機能を有するコージェネレーションシステムについて、防災上重要な施設等への 導入とともに、都市部における施設間のネットワーク化を進める。[国、道、町、民間] 《道内》

(石油燃料供給の確保)

○ 石油供給関連事業者と国の機関や道、市町村の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。[国、道、町、民間]《道内》

《指標》

・町有太陽光発電所数	6 箇所(2019)→現状維持(2024)
・バイオガス発電所数	13 箇所(2019)→現状維持(2024)
・燃料供給に係る協定	締結済み(2012)→現状維持(2024)
・避難所に非常用自家発電設備の導入	1 箇所(2009)→現状維持(2024)

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)

- 平時、災害時を問わず本町の農畜産業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農業用施設はもとより、 農地も含めた生産基盤の整備を着実に推進する。[国、道、町]《道内・道外》
- 本町の農畜産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策、主要農作物等の種子の安定供給、ロボット、A I、I o Tの活用など持続的な農畜産業経営に資する取組を推進する。[国、道、町]《道内・道外》

(食料品の販路拡大)

○ 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保 することが必要であることから、食のブランド化や高付加価値化に向けた取組等を通じ、 農畜産物や加工食品の販路拡大を推進する。「国、道、町、民間」《道内・道外》

(農産物の産地備蓄の推進)

○ 雪氷冷熱等を活用した産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安 定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を促進する。[国、 道、町、民間]《道内・道外》

《指標》

生乳生産量	95, 790 トン(2019)→現状維持(2024)
農業生産高	457 億円(2019)→現状維持(2024)
農業従事者数	377 人(2015 農林業センサス)→現状維持(2024)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池、配水管、貯留施設、浄水場など 水道施設の耐震化や浸水対策、基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮 した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。[国、道、町等]《道内》
- 〇 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。[国、道、町]《道内》

(下水道施設等の防災対策)

- 災害時に備えた業務継続計画(下水道BCP)の策定を促進するとともに、下水道施設等の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。 [国、道、町]《道内》
- 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。[国、道、町]《道内》

《指標》

· 水道施設耐震化指針

作成済み(2015)→必要に応じて見直しを行う

·下水道 BCP 策定状況

策定済み(2016) →見直し(2024)

・下水道施設ストックマネジメント計画策定状況

策定済み(2016) →必要に応じて見直しを行う

・農業集落排水施設最適整備構想策定状況および機能診断

策定済み(2019) →必要に応じて見直しを行う

· 合併浄化槽普及率

45% (2019) →63% (2024)

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの整備)

- 広域的な交通アクセスの向上に向け、未改良区間等の早期整備を関係機関に積極的に 要請していく。[道、町]《道内》
- 国道・道道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、町道の整備を計画的・効率的に進める。「道、町、民間」《道内・道外》

(道路施設の防災対策等)

- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する。 [国、道、町]《道内・道外》
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、各施設の点検・診断を引き続き実施し、点検結果に基づく機能保全対策を適切に推進する。

[国、道、町]《道内・道外》

《指標》

・道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況

策定済み(2013)→改定(2022)

5. 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動 等の停滞

(企業の事業継続体制の強化)

- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、中小企業等における「事業継続計画」の策定を促進する。[国、道、町、民間]《道内》
- 平時より、本町の基幹産業である農業や商工業の活性化を図り、災害の発生における 産業環境の急変に対応できる基盤を確立するとともに、6次産業化を推進する等、地域 産業の振興に取り組む必要がある。[国、道、町、民間]《道内》

《指標》

・町内企業の事業継続計画

未策定(2019)→策定に向け支援を推進する

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

(森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。[国、道、町、 民間]《道内》
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森 林づくりを進める。[国、道、町、民間]《道内》

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の 共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。[国、 道、町]《道内》
- 将来にわたり農地を維持していくため、担い手に対して農地を集積するなど耕作放棄 の抑制を推進するとともに、水利施設の維持管理における地域の取組みを支援する。[国、 道、町]《道内》

《指標》

・町有林における人工林の面積	1, 362ha(2019)→現状維持(2024)
・担い手への農地集積率	95. 2%(2019)→現状維持(2024)

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

○ 早期の復旧·復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、町における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、大規模自然災害時に備え、道内外における相互協力支援体制の構築に努める。[国、道、町]《道内・道外》

《指標》

・災害廃棄物処理計画の策定状況

未策定(2019)→策定を推進する

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

○ 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。[道、町、民間]《道内》

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

○ 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、住民に対し、集落対策 の先進事例の紹介や多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供することにより、 集落機能の維持・確保を図る取組を実施する。また、地域ぐるみの農村ツーリズムの取 組を推進することにより、農村地域の活性化を図る。[国、道、町]《道内》

《指 標》

・町建築業協会との協定

締結済み(2011)→現状維持(2024)

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」 と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年(令和2年から令 和6年まで)とする。

また、本計画は、士幌町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や 北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを 継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《施策毎の推進管理に必要な事項》

- · 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくという PDCA サイクルを構築し、士幌町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表1】士幌町地域強靭化に関する脆弱性評価

(1) 人命の保護

1−1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 法改正により一定規模以上の建築物に対する耐震診断が義務付けられていることなど も踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 学校施設、医療施設、社会福祉施設、社会教育施設などは、災害時に避難場所や救護 用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策やブロック塀等の安全点 検・安全対策など、耐震化を一層促進する必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、各施設管理者が個別施設ごとの長寿命化計画等を策定し、トータルコストの平準化を図りながら計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。
- 町内の公営住宅の約半数は築後 30 年以上が経過しており、膨大な老朽ストックの計画 的な建替え、改善等を実施する必要がある。
- 建築物の倒壊・老朽化防止の観点から、空家の解消に向けた各種支援策を推進してい く必要がある。
- 災害発生時、確実かつ速やかに対応するため、資機材・車両等の計画的な整備更新を 行う必要がある。

(避難場所の指定・整備・普及啓発)

- 現在、全ての町内地域において指定緊急避難場所及び指定避難場所が設定されているが、指定された避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について不断の見直しを行う必要がある。
- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、地域防災マスター等と連携を図り、避難所に必要な設備の整備を進めるとともに、避難所運営マニュアルの整備や厳冬期を想定した実践的な訓練の実施などにより、「自助」「共助」の取組が最大限発揮できるよう促すことが必要である。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所についても、 確保はおこなっているものの、開設状況や避難方法に関して要配慮者への情報伝達体制 の構築を進めるとともに、福祉避難所の対象者や位置付け等に関し住民への普及啓発に 取り組む必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を行う必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

○ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道と連携を図り整備を 推進する必要がある。

(その他)

○ 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要が

ある。

【指標(現状値)】

・町立学校の耐震化率

100% (2019)

・町立学校の屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率

(小・中) 100% (2019)

・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況

20 箇所 (2019)

・福祉避難所の確保状況

4箇所(2019)

・士幌町防災ガイドブックの作成状況

作成全戸配布済み(2018)

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(警戒避難体制の整備等)

○ 土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査が完了し土砂災害のおそれのある区域は 公表しているが、指定状況は3箇所に対し、指定済みが0箇所と、北海道からの指定が 遅れており、早期の指定を要望していく必要がある。また、ハザードマップの更新とあ わせ最新の情報をHPや出前講座を通じて周知を行う必要がある。

【指標(現状値)】

· 土砂災害警戒区域指定数

0箇所(2019)

・土砂災害ハザードマップの作成状況

作成済み(2018)

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

(洪水・内水ハザードマップの作成)

○ ハザードマップの普及及び防災訓練の実施を促進する必要がある。また、洪水ハザードマップ等作成の基礎資料となる想定最大規模降雨に基づく洪水浸水想定区域図について、河川整備の進捗等に応じた見直しを適時に実施する必要がある。

(河川改修等の治水対策)

○ 国、道、町のそれぞれの管理河川における、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤の整備などの治水対策について、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。

【指標(現状値)】

・洪水ハザードマップの作成状況

作成済み (2018)

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(暴風雪時における道路管理体制)

○ 暴風雪時における、人的被害やスタック車両等を未然に防ぐため、除雪計画の策定と 定期的な見直しを行い災害の軽減を図る必要がある。

(防雪施設の整備)

○ 各道路管理者(国、道、町)においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心

に、防雪柵など必要な防雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進 捗途上にあるとともに、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる 可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

(除雪体制の確保)

- 各道路管理者(国、道、町)において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情や除雪機械の老朽化のほか、排雪の堆積場の確保など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。
- 除雪機械の増強及び更新とオペレーターの確保に努め、道路の除雪体制の強化に向け た取組を進める必要がある。

【指標(現状値)】

・公共除排雪の一時堆積場の確保数

14 箇所 (2019)

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

○ 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄整備などについて、民間事業者とも連携しながら避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標(現状値)】

・非常用電源の備蓄状況

20台(2019)

・停電時に使用可能なストーブの備蓄状況

5台(2019)

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)

- 関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応 急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を維持する必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムを L アラートと連動させた運用により、道及び他市町村と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信連絡訓練等によりシステムの操作方法等の習熟を図る必要がある。

(地域防災活動の推進)

○ 現在、「地域防災マスター制度」などの活用により町内の自主防災組織の設立に取り組んでいるが、組織率は5割弱と全国(8割弱)に比べると低い水準にあることから、地域防災力の向上に向けた取組が必要である。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時における適切な住民安否情報の収集・提供のため、町内会や自治会、自主防災 組織など地域住民が相互に連携し、避難行動要支援者名簿を活用するなど、災害時の安 否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線の導入や、防災等に資する公衆無線 LAN の整備を促進するとともに、北海道防災情報システムとしアラート(災害情報共有システム)の連携強化、職員の操作力の向上などを図る必要がある。また、避難勧告等の住民への情報伝達に関し、予期せぬトラブルにより障害が生じる事態を想定し、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- 道や町はデマや根拠の無い情報により住民に不安等を与えないよう、道警や関係機関、 報道機関と連携を図り、迅速で正確な情報発信が可能となる体制を構築する必要がある。

(観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導な ど、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため町において避難行動要支援者の名簿を作成しており、災害時に町をはじめ町内会や自治会、自主防災組織など地域住民が名簿を活用して避難が進むよう体制の整備が必要である。

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

○ 災害時の公共交通機関の運行停止による帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

(防災教育の推進)

○ 防災教育の推進に向けては、住民、企業、団体、関係機関、NPOなどと連携し、多様な担い手の育成を図りながら、災害から命を守るための「自助」の意識醸成を図るため、あらゆる機会を活用し厳冬期も想定した防災教育や啓発に取り組む必要がある。

○ 学校教育においては、「1日防災学校」などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進め、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、 一層の効果的な取組を行う必要がある。

【指標(現状値)】

【1日1示 (-近1八1巨/】	
・Jアラート全国一斉情報伝達試験	4回(2019)
・安否情報システム全国一斉訓練	2回 (2019)
・避難行動要支援者の名簿登録者数	417 人(2019)
・自主防災組織活動カバー率	48. 0% (2019)
・町内小中学校の防災訓練実施延べ回数	4回 (2019)
·防災講座実施回数	2回(2019)
・登録制メール登録者数	347 人(2019)
・一日防災学校の実施	未実施 (2019)

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

(物資供給等に係る連携体制の整備)

○ 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の 応急対策に必要な各分野において、道、道内市町村、民間企業・団体等がそれぞれの間 で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の実効性を確保するため にも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、協定締結機関や団体、 住民が参加する防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 避難環境の整備充実を図るため、備蓄計画を策定し食糧、水、炊出し用具、毛布など、 避難生活に必要な物資等を計画的に備蓄する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。

【指標(現状値)】

・防災関係の協定件数(民間企業・団体、行政機関)

35件(2019)

・備蓄計画の作成状況

作成済み(2019)

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(防災訓練等による関係行政機関の連携体制整備)

○ 災害時における応急対策が円滑かつ効果的に実施できるよう、各防災関係機関と緊密 に連携しながら、総合訓練及び個別訓練を引き続き実施していく必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

○ 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛

隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や 他市町村などと連携した取組みを推進する必要がある。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 消防、消防団の災害対応能力強化のため災害用資機材の整備を図る必要がある。
- 救急活動上不可欠である AED 等救命装置について、学校施設をはじめ、町の主要施設 や民間施設への設置及び普及を推進する必要がある。
- 負傷者の救急搬送や交通途絶のため孤立した地域の救援等について、道や自衛隊に対しヘリコプター等の運航を要請するなど、緊急空中輸送の確保を図る必要がある。

【指標(現状値)】

・一般家庭における火災報知機設置率96% (2019)・公共施設における AED 設置台数21 台 (2019)・消防水利の充足率56% (2019)・消防車両の算定100% (2019)

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

(保健師活動の強化)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、相談等を速やかに行う体制を 整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における健康管理など、災害時 の保健師活動を強化する必要がある。
- 防疫実施のために必要な薬品及び防疫用機器の調達に際し、取扱業者、取扱品目、供給能力等を把握し、調達が不足又は困難なときは、道や他市町村に調達のあっせんを要請するなど、防疫資材の確保に努める必要がある。

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

○ 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や段ボールベッドなど生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、トイレ環境の向上を図ることが必要である。また、車中など避難所以外への避難者への対応を検討する必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 福祉的支援が必要である高齢者、障がい者が、災害時においても安心して避難や継続した福祉支援を受けられるよう、地域全体で避難行動要支援者に関する情報を共有していくため、「士幌町避難行動要支援者避難支援プラン」を作成し、名簿の管理・更新を行うとともに、自主防災組織等の地域支援者に対し情報提供を行うなど、要支援者の情報を適切に管理・運用していく必要がある。
- 社会福祉施設の災害対応力を高めるため、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入 所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水・医薬品等のほか、施設の機能の応急 復旧等に必要な防災資機材の備蓄を促進していく必要がある。

【指標(現状値)】

・町民の特定健診受診率

51.5% (2019)

・予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率 98.9% (2019)

(3) 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(町の災害対策本部機能等の強化)

- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、地域防災マネージャー制度の活用などによる職員の災害対応能力の向上、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する必要がある。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する必要がある。
- 災害対応の拠点となる庁舎等の施設については、非常用電源設備の整備と概ね 72 時間 は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄をしておく必要がある。また、停電時 には、被災者に対し庁舎等を開放し、電源の提供に努める必要がある。

(町における業務継続体制の整備)

○ 災害応急対策を中心とした業務継続の確保に向けて、災害応急活動及びその他行政サービスについて、庁内各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめるため、業務継続計画の策定を進める必要がある。

(IT部門における業務継続体制の整備)

○ 業務遂行の重要な手段として利用されている ICT 機器や情報通信ネットワークの被災 に備え、ICT 部門の業務継続計画(ICT-BCP)の策定をおこなう必要がある。

(広域応援・受援体制の整備)

○ 災害発生時において、他の地方公共団体及び防災関係機関に対する要請や、被災市町村からの応援に応えるため、応受援に関する計画、対応マニュアル等を防災業務計画や地域防災計画等に反映させるとともに、総合防災訓練などを実施し、より実践を踏まえた連携体制の構築を図る必要がある。

【指標(現状値)】

・地域防災マネージャー

0人(2019)

・消防団員数

51 人 (2019)

・庁舎非常用電源設備の燃料備蓄状況

36 時間分(2019)

· 業務継続計画策定状況

未策定(2019)

(4) ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

○ バイオガス発電や太陽光発電などの再生可能エネルギーについて、国や道などの関係 機関と連携を図りながら、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの利活用の普及促 進を図る必要がある。

(電力基盤等の整備)

- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、電力設備の耐災害性の向上、電源の 多様化、分散化を図る必要がある。
- 一般生活や社会生活のみならず、自立分散型エネルギーの導入により産業分野においても安定的なエネルギーの確保を検討していく必要がある。

(石油燃料供給の確保)

○ 災害時、特に冬季において、避難所等への石油燃料の安定供給は、避難者のライフラインを確保する上で必要不可欠であることから、町内石油販売業者や石油元売団体との間で、災害時の供給体制について協定を締結し、円滑な供給体制を構築する必要がある。

【指標(現状値)】

· 町有太陽光発電所数

6 箇所 (2019)

・バイオガス発電所数

13 箇所 (2019)

・燃料供給に係る協定

締結済み (2019)

・避難所に非常用自家発電設備の導入

1 箇所 (2009)

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 大規模災害により農地や生産施設等が被災した場合、農畜産物の生産に大きな影響を 及ぼすと想定されることから、生産体制の大幅な停滞を防ぐとともに、早期復旧を促進 するため、農業用施設はもとより、農地も含めた生産基盤の整備を着実に推進する必要 がある。
- 災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献していくため、経営安定対策や担い手の確保など、農畜産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

(食料品の販路拡大)

○ 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産量 を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化とブランド化などによる販路の開 拓・拡大に向けた取組を推進する必要がある。

(農産物の産地備蓄の推進)

○ 農産物の長期貯蔵など、農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

【指標(現状値)】

· 生乳生産量

・農業生産高

·農業従事者数

95, 790 トン (2019) 457 億円 (2019)

377人(2015農林業センサス)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設等の防災対策)

- 停電及び災害等により被災した場合に備え、応急給水・応急復旧に係る体制を構築し、 危機管理体制の強化を図る必要がある。
- 災害時においても安定した給水を確保するため、老朽化した浄水場や配水管等の水道 施設の計画的で効率的な更新及び耐震化を推進する必要がある。

(下水道施設等の防災対策)

- 災害時においても公衆衛生環境を確保するため、計画的な施設の耐震化を進める必要がある。
- 下水道施設の老朽化による事故の発生や機能停止等を未然に防止するため、定期的に 点検・調査を行い、長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に進める必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

【指標(現状値)】

· 水道施設耐震化指針

策定済み(2015)

·下水道 BCP 策定状況

策定済み(2016)

・下水道施設ストックマネジメント計画策定状況

策定済み (2016)

・農業集落排水施設最適整備構想策定状況および機能診断

策定済み(2019)

· 合併浄化槽普及率

45% (2019)

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

(交通ネットワークの整備)

- 広域的な交通アクセスの向上に向け、未改良区間等の早期整備を関係機関に積極的に 要請していく必要がある。
- 国道・道道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、町道の整備を計画的・効率的に進める必要がある。

(道路施設の防災対策等)

- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、着実な整備を推進するととも に、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する 必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村 地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、各施設の点検・診断 を引き続き実施し、点検結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

【指標(現状値)】

・道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況

策定済み(2013)

(5) 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(企業における事業継続体制の強化)

○ 中小企業の事業継続計画策定に向けて、各業種関係団体等に対し普及・啓発を促進し ていく必要がある。

【指標(現状値)】

・町内企業の事業継続計画

未策定 (2019)

(6) 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 大災害等に起因する森林被害による国土の荒廃は、国全体の強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備等を、それぞれの実施機関において推進する必要がある。
- 森林の保全と多面的機能の持続的な発揮に向けて、エゾシカなど野生鳥獣による森林 被害の防止対策や林業の担い手の確保・育成を支援するほか、町内林業・林産業の成長 産業化に向けた取組を支援していく必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など保全機能を維持するため、国・道と連携しながら、農地の適正な保全管理及び、農業用水利施設等の計画的な設備更新を推進する必要がある。
- 将来にわたり農地を維持していくため、担い手に対して農地を集積するなど耕作放棄 の抑制を推進するとともに、水利施設の維持管理における地域の取組みを支援する必要 がある。

【指標(現状値)】

・町有林における人工林の面積

1, 362ha (2019)

・担い手への農地集積率

95. 2% (2019)

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物の処理体制の整備)

○ 大規模自然災害時の迅速な災害廃棄物処理のために、平時における処分場等の廃棄物処理施設の計画的な整備の推進により、大規模自然災害発生時の円滑な廃棄物処理体制の構築を図るとともに、災害時は、被災地における塵芥の収集及びし尿の汲取り業務を迅速かつ適切に実施し、環境衛生に万全を期する必要がある。

【指標(現状値)】

・災害廃棄物処理計画の策定状況

未策定 (2019)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

○ 町と建設業協会において、災害時における災害対策の協力に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、 人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、引き続き建設業協会等と協定を締結し体制を構築しておく必要がある。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

○ 人口減少と高齢化に伴い生活機能の低下や交通手段の不足など問題が生じている集落 については、集落機能の維持・確保に向けて、地域の実情に即した集落対策を実施する 必要がある。

【指標(現状値)】

・町建設業協会との協定

締結済み (2011)

「別表2」強靱化のための施策プログラムと推進事業

1. 人f	命の保護	
(推	连進事業)	(担当課)
1 -	- 1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	
_	公営住宅整備事業	建設課
_	公共施設耐震化事業	総務企画課
	空き家等解体撤去費用助成事業	産業振興課
	指定避難所整備事業	総務企画課
	町防災ガイドブック更新事業	総務企画課
1 -	- - 2 土砂災害による多数の死傷者の発生	
	町防災ガイドブック更新事業	総務企画課
1 -	- 3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	
	町防災ガイドブック更新事業	総務企画課
1 -	- 4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	
	防災無線整備事業	総務企画課
	防雪柵設置事業	建設課
1 -	- 5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	
	防災備蓄品整備事業	総務企画課
	地域防災機能及び広域的な防災機能強化など	総務企画課・産業振興課
1 -	- 6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	
	防災無線整備事業	総務企画課
	地域防災マスターの養成	総務企画課
	自主防災組織設立支援	総務企画課
	公衆無線LAN整備事業	総務企画課
2. 救日	助・救急活動等の迅速な実施	
2 -	- 1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー(供給の長期停止
_	防災備蓄品整備事業	総務企画課
2 -	- 2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	
_	救急車の更新	消防課
_		
2 -	- 3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺	
	社会福祉施設等防災関連整備事業	保健福祉課
	地域防災機能及び広域的な防災機能強化など	総務企画課・産業振興課
	災害時における福祉的支援	保健福祉課・子ども課
	児童福祉事業	子ども課
	地域子育て支援拠点事業	子ども課

3. 行政機能の確保	
3-1 道内外における行政機能の大幅な低下	
防災備蓄品整備事業	 総務企画課
地域防災マネージャー制度の活用	総務企画課
防災拠点整備事業	総務企画課
情報管理業務継続計画策定事業	総務企画課
	総務企画課
4. ライフラインの確保	心伤止固体
4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	
地域防災機能及び広域的な防災機能強化など	炒 数
	総務企画課・産業振興課
地域マイクログリッド構築事業	産業振興課
再生可能エネルギー導入事業	産業振興課
4-2 食料の安定供給の停滞	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
農業経営基盤整備事業	産業振興課
農業振興対策事業	産業振興課
4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止	-+ -n -m
簡易水道施設整備事業	建設課
特定環境保全下水道施設整備事業	建設課
ストックマネジメント計画【改築更新・点検計画・管路耐震診断】	建設課
農業集落排水整備事業	建設課
集落排水施設最適整備構想【機能診断】	建設課
	総務企画課・町民課
4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	
町道整備事業	建設課
道路橋梁整備事業	建設課
道路ストック修繕事業	建設課
5. 経済活動の機能維持	
5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等に	よる企業活動等の停滞
商工業活性化推進事業	産業振興課
中小事業者事業資金融資制度及び保証料等補給制度	産業振興課
6. 二次災害の抑制	
6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃	
多面的機能支払事業	建設課
林業振興対策事業	産業振興課
農業振興地域整備事業	産業振興課
7. 迅速な復旧・復興等	
7 - 1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	
7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊	
	l .

